

令和7年(モ)第70099号 執行費用負担決定申立事件

(基本事件・令和7年(ヲ)第80076号間接強制事件)

決 定

申立人(基本事件債権者)

アメリカ合衆国89701、ネバダ州、カーソン・シティ、サウス・カーソン・ストリート701、STE200

相手方(基本事件債務者) X Corp.

同代表者(日本における代表者) 多 田 光 毅

主 文

東京地方裁判所令和7年(ヲ)第80076号間接強制事件の執行費用は、相手方の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 事案の概要

本件は、東京地方裁判所令和7年(ヲ)第80076号間接強制事件(以下「基本事件」という。)の申立債権者である申立人が、基本事件の執行費用を、基本事件の債務者である相手方の負担とすることを求める事案である。

第2 当裁判所の判断

1 認定事実

一件記録によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 申立人は、令和7年1月27日、基本事件の申立てをした。
- (2) 当裁判所は、令和7年2月13日、基本事件について、相手方に対し、基本事件決定における発信者情報目録記載の情報(以下「本件情報」という。)を開示することを命じるとともに、相手方が当該決定送達の日から7日以内に前記の義務を履行しないときは、上記期間経過の翌日から履行済みまで1日につき10万円の割合による金員を相手方に対して支払うことを命じる旨の決定を

し、同月14日、同決定正本が相手方に送達され、同月22日に確定した。

(3) 相手方は、令和7年2月17日までに、申立人に対し、本件情報を開示した。

申立人は、同年4月18日、基本事件の申立てを取り下げ、基本事件について執行費用額確定処分を申し立てた。

申立人は、同年6月9日、本件申立てをした。

2 検討

(1) 既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せず終了した場合における執行費用の負担は、執行裁判所が、民事執行法20条において準用する民事訴訟法73条の規定に基づいて定めるべきものと解するのが相当である（最高裁判所平成29年（許）第1号同年7月20日第一小法廷決定・民集第71巻6号952頁参照）。この理は、間接強制についても妥当する。

(2) これを本件についてみると、前記認定事実のとおり、基本事件は申立人の取下げによって目的を達せず終了したが、申立人が基本事件の取下げをした理由は、相手方が基本事件の決定後に本件情報を開示したことにある。このような経緯に照らすと、基本事件の執行費用は、申立人の権利の伸張又は防御に必要であった行為によって生じた費用として、相手方の負担とするのが、当事者の衡平の見地に照らして相当である（民事執行法20条において準用する民事訴訟法73条2項、62条）。

3 結論

よって、主文のとおり決定する。

令和7年6月25日

東京地方裁判所民事第21部

裁判官 馬 渡 万 紀 子



これは正本である。

令和7年6月26日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 福井 琢 眞

